

身体障がい者診断書・意見書（じん臓機能障がい用）

総括表

氏名	大正 昭和 平成 令和	年	月	日生	男・女
(歳)					
住所					
①障がい名（部位を明記）					
②原因となった 疾病・外傷名					
交通・労災・その他の事故，戦傷・戦災， 自然災害，疾病，先天性，その他（ ）					
③疾病・外傷発生年月日					
年 月 日・場所					
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					
障がい固定又は障がい確定（推定） 年 月 日					
⑤総合所見					
(将来再認定 要・不要)					
(再認定の時期 年 月)					
⑥その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。					
年 月 日					
病院又は診療所の名称					
所在地					
診療担当科名 科 医師氏名					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障がい程度等級についても参考意見を記入すること。）					
障がいの程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに					
・該当する（ 級相当）					
・該当しない					
注 1 障がい名には現在起こっている障がい、例えば両眼視力障がい、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障がい等を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。					
2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。					
3 障がい区分や等級決定のため、宮崎市社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問合わせをする場合があります。					

5 日常生活の制限による分類

ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの。

イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。

ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。

エ 自己の身の周りの日常生活活動を著しく制限されるもの。